

誓 約 書

私は、このたびの申請にあたり、次の事項について誓約します。

- 1 交通ネットワークを活用した観光プロモーション事業実施要領（以下、「要領」という。）に基づく、公益社団法人千葉県観光物産協会（以下、「事務局」とする）の決定に対し、異議は一切申し立てません。
- 2 本事業で実施するバスツアーは、「バスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン(公益社団法人日本バス協会)」や「旅行業における新型コロナウイルス対応ガイドライン（日本旅行業協会・全国旅行業協会）」等の必要なガイドラインを遵守し、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を行います。
- 3 本事業において、要領の規定に違反した場合及び不正な申請を行った場合は、支援金の全部又は違反若しくは不正に係る部分に関し、返還に応じます。
- 4 観光支援という観点から、支援金を旅行代金に還元せずに、旅行会社の利益とすることは行いません。
- 5 本事業で使用した証票類は、実施報告時に提出の必要がないものについても、支援を受けた年度の翌年度から5年間必ず保管します。また、県等に、本事業にかかる資料の提出を求められた際には、必ず提出します。
- 6 県及び事務局が本事業による支援を受けた旅行に関する実施状況、経理の状況等について調査を実施する場合、誠実に対応します。
- 7 自己又は自社の役員等が次のいずれにも該当するものではありません。
また、次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人、その他の団体又は個人ではありません。
ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6項に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
ウ 暴力団でなくなった日から5年を経過しない者
エ 自己、自社もしくは第三者の不正な利益を図る目的、又第三者に損害を与える目的をもって暴力団、または暴力団を利用している者
オ 暴力団又は暴力団員に対して、資金を提供し、又は便宜を供与する等直接的、又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 8 この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

所 在 地
商号または名称
代表者職 氏名

印